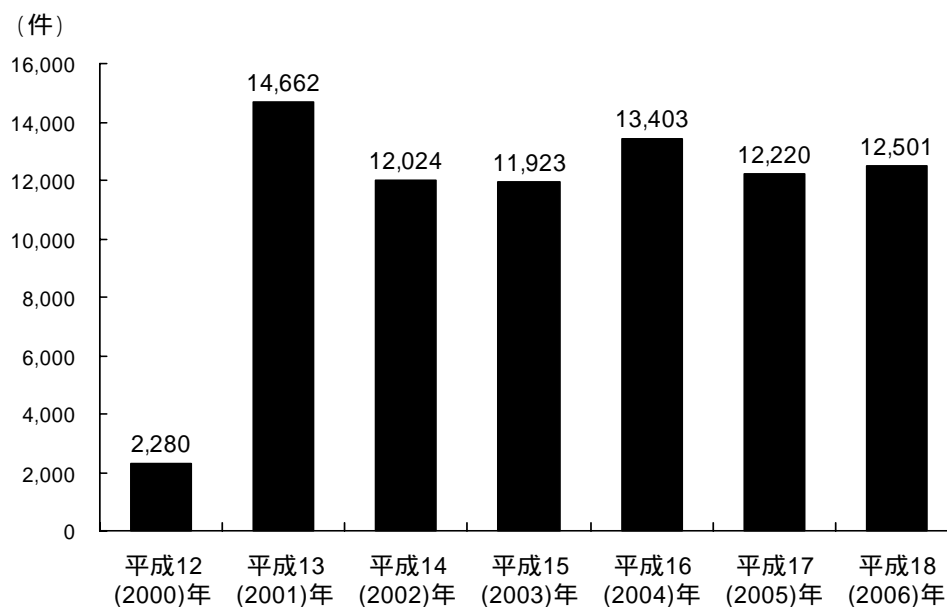


- 2 性暴力・ストーカー等の防止

1 ストーカー事案の認知件数

平成18年中の全国のストーカー事案の認知件数は、前年に比べ281件（2.3%）増加した。

図表 - 2 - 1 ストーカー事案の認知件数の推移（全国）



注1：平成12（2000）年は、11月24日（法施行日）から12月31日までの間。

注2：認知件数とは、「ストーカー規制法に抵触する事案のほか、刑罰法令に抵触すると抵触しないを問わず、執拗なつきまといや無言電話等による嫌がらせの行為のともなう事案を認知した場合」にストーカー事案認知原票を作成した件数であり、同一の被害者と行為者間の行為であれば、複数回相談を受けたときにおいても1件として計上している。

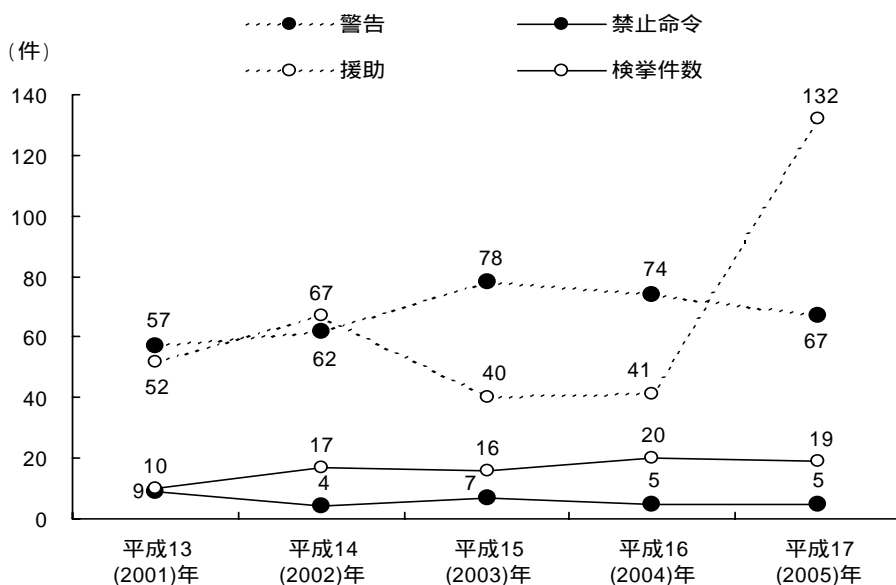
資料：警察庁「ストーカー事案の対応状況について」

2 ストーカー規制法の適用状況

平成17年のストーカー規制法の適用については、都は「援助」が最も多く「警告」を上回っている。全国では「検挙件数」、「禁止命令」は減少しているものの、「警告」、「援助」は増加している。

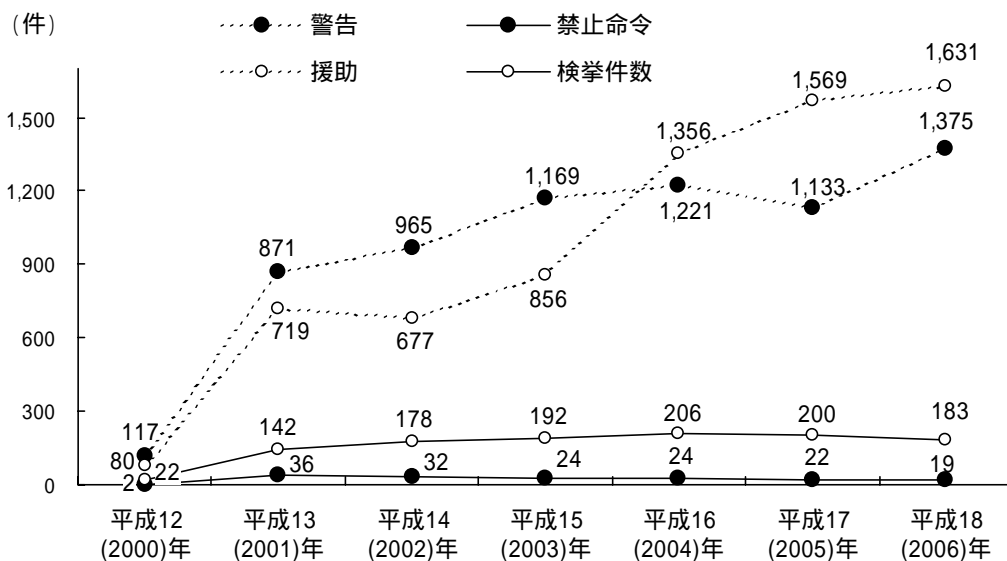
図表 - 2 - 2 ストーカー規制法の適用状況（都・全国）

<都>



資料：警視庁「平成17年中のストーカー規制法の取扱い状況について」

<全国>



注：平成12(2000)年は、11月24日(法施行日)から12月31日までの間の状況。

資料：警察庁「ストーカー事案の対応状況について」

【参考】

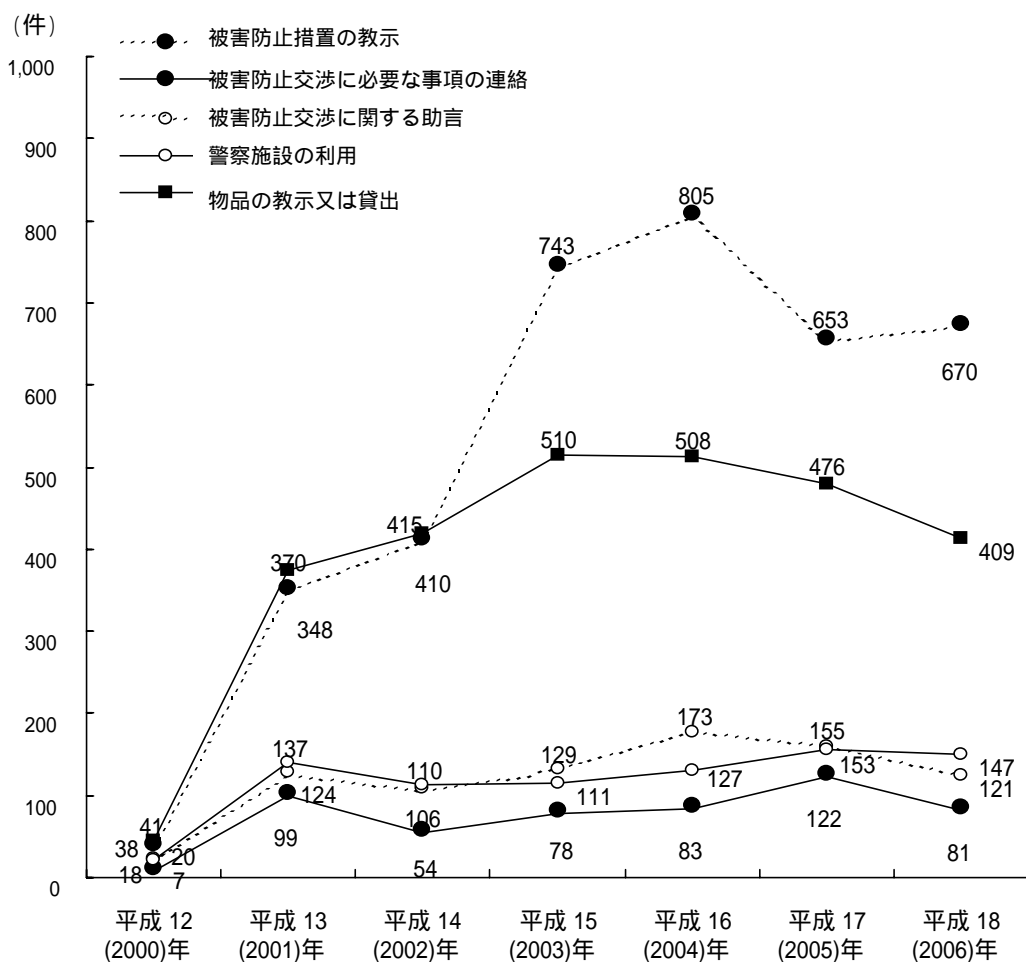
ストーカー行為（第2条）	「ストーカー」行為とは、同一の者に対し、つきまとい等を反復して行うこと
警告（第4条）	警察本部長等は、警告を求める旨の申し出を受けた場合、行為者に対し、更に反復してつきまとい等を行ってはならない旨を警告することができる
禁止命令（第5条）	都道府県公安委員会は、警告を受けた者が警告に従わず、更につきまとい等を行った場合において、行為者が更に反復してつきまとい等をしてはならない旨の命令を発することができる
援助（第7条）	警察本部長は、ストーカー行為等を受けている人から被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申し出があれば、自衛策の教示など必要な援助を行うこととする。
検挙（ストーカー行為罪） （第13条）	「ストーカー」をした者（6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）
検挙（命令違反） （第14条）	禁止命令に違反してストーカー行為をした者や禁止命令に違反してつきまとい行為をすることにより、ストーカー行為をした者（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）
（第15条）	禁止命令に違反した者（50万円以下の罰金）

資料：警察庁広報資料

3 ストーカー行為等を受けている人に対する援助

平成18年のストーカー行為等を受けている人に対する援助の内容では、被害を自ら防止するための「被害防止措置の教示」が670件で最も多く、次に防犯ベル等の「物品の教示または貸出」が409件となっている。

図表 - 2 - 3 ストーカー行為等を受けている人に対する援助の内容(上位5項目)(全国)



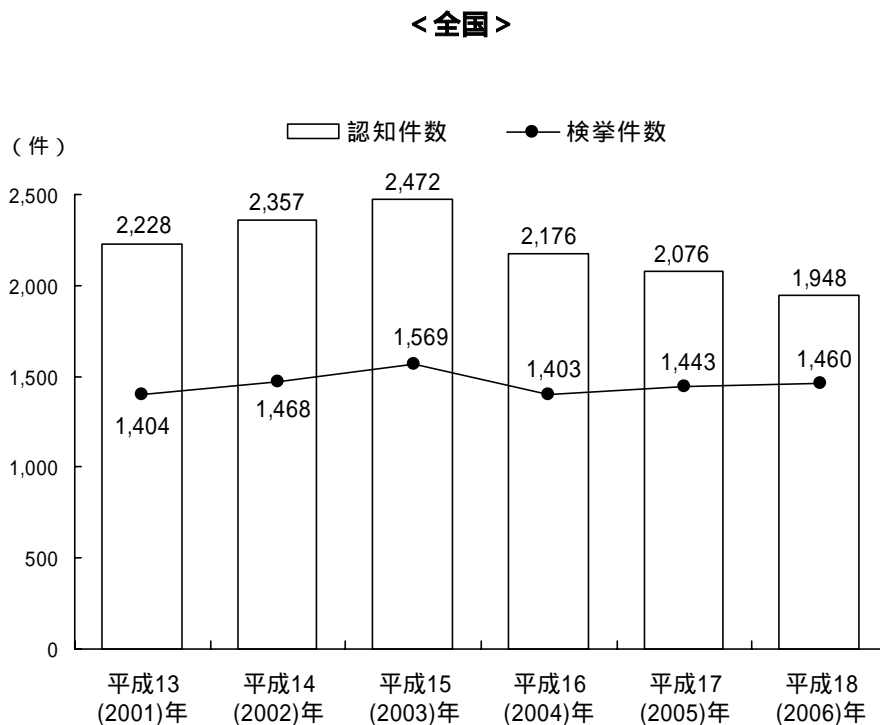
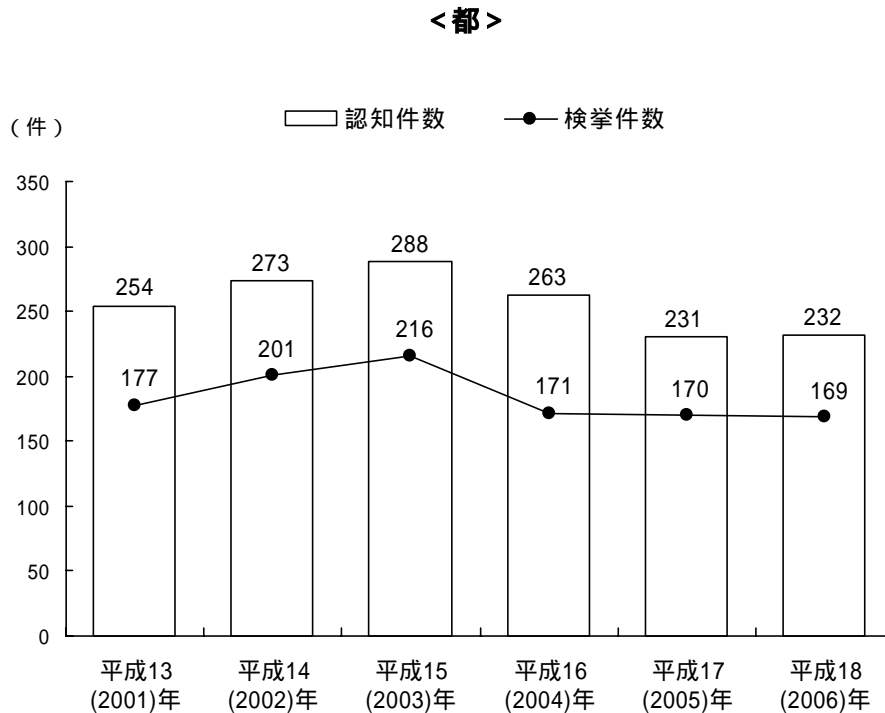
注：平成12(2000)年は、11月24日(法施行日)から12月31日までの間の状況。

資料：警察庁「ストーカー事案の対応状況について」

4 強姦事件の認知件数と検挙件数

平成 18 年の強姦事件の認知件数と検挙件数は、都の認知件数が 232 件、うち検挙されたのは 169 件である。全国では認知件数が 1,948 件、うち検挙されたのは 1,460 件である。

図表 - 2 - 4 強姦事件の認知件数と検挙件数の推移（都・全国）

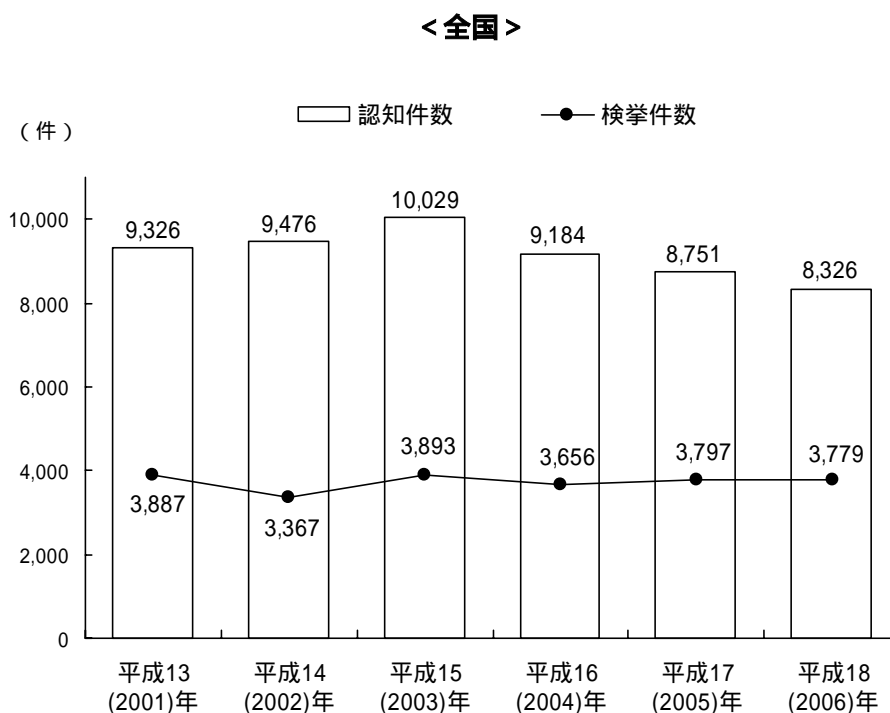
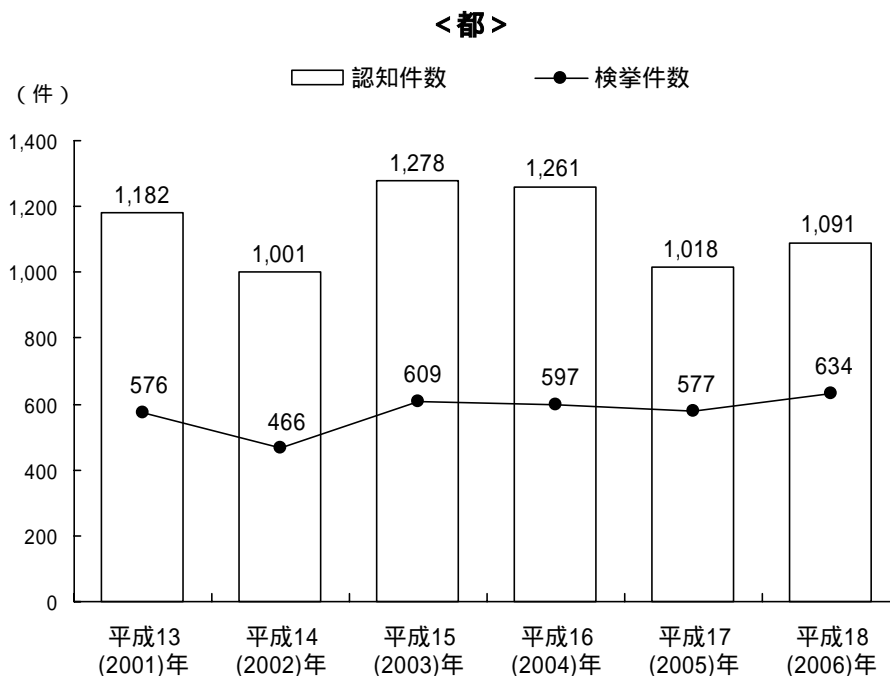


資料：警察庁「犯罪統計資料」

5 強制わいせつ事件の認知件数と検挙件数

平成18年の強制わいせつ事件の認知件数と検挙件数は、都の認知件数が1,091件、うち検挙されたのは634件である。全国では認知件数が8,326件、うち検挙されたのは3,779件である。

図表 - 2 - 5 強制わいせつ事件の認知件数と検挙件数の推移（都・全国）



資料：警察庁「犯罪統計資料」